

## 令和8年度当初予算 補助金・助成金・交付金一覧(一般対象)

一般の方を対象に町が補助金等を交付する制度の一覧です。

それぞれの詳細や申請方法については、担当課までお問い合わせください。

※令和8年度当初予算の情報です。予算等の都合により、受付が終了していることがありますのでご了承ください。

### ◆総務課(防災・デジログ係)(0242-55-1119)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
1	防犯灯設置事業補助金	犯罪のない明るい町づくりの推進を図るため、地域の防犯対策を目的として防犯灯の設置を行っている自治区等を支援します。 【対象者】 自治区等 【補助額、補助率】 切替する場合:対象経費の2分の1以内(1灯あたり2万円を限度) 新設、修繕する場合:対象経費の2分の1以内(1灯あたり1万円を限度)	防災・デジログ係
2	自主防災組織設立支援事業補助金	災害時による被害の防止及び軽減を図り、地域住民自ら防災活動を行うために自治区等を単位として組織された団体(自主防災組織)が実施する防災訓練、防災研修及び防災資機材の整備に要する経費の一部を補助します。 【対象者】 自主防災組織 【補助額、補助率】 防災訓練、防災研修及び防災資機材の整備に要する経費として、1組織あたり10万円を限度に補助(隣接する2自治区で組織した場合は20万円。隣接する3自治区以上で組織した場合は30万円) ※すでに設立している組織においては、継続的に活動する際、防災訓練や防災研修、防災資機材の整備に要する経費の一部を補助	防災・デジログ係

◆まちづくり政策課(0242-55-1171)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
1	地域活動スタートアップ応援事業補助金	<p>住民主体による地域活動の推進を図るため、積極的、自発的に地域活動に取り組む団体等に対し、補助金を交付します。</p> <p>【対象者】 5人以上の会員で組織し、予算・決算等の事務処理を適切に行い、事業計画に基づき確実に事業を実施することができる団体</p> <p>【補助額、補助率】 10万円を限度に補助</p>	地域づくり推進係
2	集会施設整備事業補助金	<p>自治会等が近隣社会における連帯感を深め、集会及び研修等の用に供する目的のために所有する集会施設の修繕等に要する経費の一部を補助します。</p> <p>※原則、事前要望(昨年度実施)の事業を対象とします。</p> <p>【対象者】 自治会等</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の3分の1。ただし事業内容により限度額が異なります。</p>	地域づくり推進係

## ◆町民税務課(0242-55-1166)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
1	生ごみ処理機等購入費補助金	<p>家庭から出る生ごみの減量化を推進するため、個人の厨房等から生ずる生ごみの処理機等を新たに購入する方に対して、購入費の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 町に住所を有する個人</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の2分の1以内 (生ごみ処理容器: 限度額5千円 電動生ごみ処理機: 限度額5万円)</p>	生活環境係
2	地球温暖化対策推進事業補助金	<p>エネルギー価格高騰対策及び地球温暖化対策として、家庭における省エネ対策(省エネ性能に優れたエアコン・給湯器への買替え)、太陽光発電設備等を導入する方に対して、購入費の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 町に住所を有する個人</p> <p>【補助額、補助率】 ●対象経費の2分の1以内 省エネ家電(エアコン): 限度額7万円 省エネ家電(給湯器): 限度額10万円 ●1kw当たり2万円 住宅用太陽光発電システム: 限度額10万円 ●1kwh当たり2万円 住宅用蓄電池システム: 限度額10万円 ●定額 電気自動車充給電設備(V2H): 定額5万円 認定長期優良住宅: 定額10万円</p>	生活環境係

## ◆にぎわい創造課(0242-23-7250)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
1	空き家改修補助金	<p>空き家の有効活用を図り、移住による地域の活性化を促進するため、会津美里町空き家バンクに登録されている住宅の改修に要する経費の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 空き家・空き地バンク(利用・物件)登録者</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の2分の1以内(最大50万円) (県外移住者、子育て世帯、新婚世帯など上乗せ有:最大100万円)</p>	交流推進係
2	あいづみさと移住支援金	<p>町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から町に移住した方に対して、移住支援金を交付します。</p> <p>【対象者】 東京圏からの移住者(支給要件を満たす方)</p> <p>【補助額、補助率】 単身世帯:60万円 2人以上の世帯:100万円 (子育て加算有:1人当たり100万円)</p>	交流推進係
3	若者定住住宅取得支援事業補助金	<p>町に居住している若者の定住を促進し、地域活性化を図ることを目的として、本町に定住するため自ら居住する住宅を取得する方に対して、住宅を取得するために要した経費の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 町内在住者で、住宅を取得する40歳未満の方</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の2分の1以内(最大50万円)</p>	交流推進係
4	移住者住宅取得支援事業補助金	<p>地域活性化を図ることを目的とし、町内に転入して自ら居住する住宅を取得する方に対し、住宅の取得に要した経費の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 町内に住宅を取得する移住者</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の2分の1以内(最大100万円) (県外移住者は上乗せ有:最大100万円)</p>	交流推進係
5	結婚新生活支援事業補助金	<p>新婚世帯の新たな生活を経済的に支援するため補助金を交付します。</p> <p>【対象者】 対象期間に婚姻届を提出した夫婦ともに39歳以下の世帯(所得額の要件あり)</p> <p>【対象経費】 賃貸住宅の居住費、引越費用、住宅のリフォーム費用</p> <p>【補助額】 夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円 夫婦ともに39歳以下の世帯 上限30万円</p>	交流推進係
6	吹上台分譲住宅地購入補助金	<p>人口減少の抑制と定住を促進するため、会津美里町吹上台分譲住宅地未分譲地を購入し、自ら居住するための住宅を取得する費用を補助します。</p> <p>【対象者】 吹上台住宅団地土地売買契約を締結し、取得した分譲住宅の所有者であり、かつ1人以上の同居親族を有する方</p> <p>【補助額、補助率】(上限180万円) 基本補助金:100万円 加算補助金: 若年層世帯加算50万円(40歳未満) 子育て世帯加算 子1人につき10万円 (義務教育9年間までの子を養育している世帯・最大3人まで)</p>	交流推進係

◆にぎわい創造課(0242-23-7250)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
7	空き家バンク登録促進事業補助金	空き家バンクへ登録することを条件に、登記簿整備に係る費用に対し補助します。 【対象者】 空き家の所有者 【補助額、補助率】 対象経費の2分の1 権利部(相続等):上限5万円、表題部(未登記、変更登記等):上限10万円、土地の境界確定:上限15万円	交流推進係
8	あいづみさと地方就職学生支援金	東京圏の大学を卒業した学生の町内への移住を伴う県内就職を支援するため、採用選考に係る交通経費及び移転費用に対し補助します。 【対象者】 大学の卒業年度において、東京圏内のキャンパスに在学し、卒業見込みである者 【補助額、補助率】 往復交通費の2分の1 上限8,000円 移転費 上限66,000円	交流推進係
9	特定創業支援事業受講支援助成金	創業を目指す方への支援を強化するため、会津美里町の認定連携創業支援事業者が主催する特定創業支援事業の研修事業を受講する方を支援します。 【対象者】 特定創業支援事業受講者 【補助額、補助率】 対象経費の2分の1(上限1万円)	商工観光係
10	中小企業融資制度資金利子補給補助金	経営安定のための金融対策のひとつとして、町内中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に係る償還利子についてを支援します。 【対象資金】 町内中小企業者が中小企業融資制度により銀行等金融機関から融資を受けた資金に係る償還利子 【補助額、補助率】 中小企業融資制度資金に対し交付するものとし、その補助金の額は、資金内容により異なります。	商工観光係
11	創業等支援事業補助金	起業を目指す方への支援を強化するため、創業者を支援します。 【対象者】 町内に事業所等を設け、創業等を行う者であって中小企業基本法第2条に該当する者、他 【補助額、補助率】 対象経費の2分の1(上限150万円)	商工観光係
12	活力ある商店街等支援事業補助金	商店街の活性化を図るため、個性的かつ魅力的な商店街の環境整備等を行う事業を支援します。 【対象者】 空き店舗等を賃貸借もしくは改修して事業を行う方 【限度額、補助率】 賃借料:場所など複数要件あり 改修費用:3分の1(上限80万円)	商工観光係
13	イベント事業費補助金	商工業の振興及び観光事業の活性化を図るため、イベントを主催する団体を支援します。 【対象者】 過去に2回以上開催実績があり、会津美里町観光振興計画に掲げる「6.観光まちづくりへの町民の参加」に該当するイベントを主催する団体 【補助額、補助率】 対象経費の2分の1以内(上限15万円) ※条件によっては上限50万円。	商工観光係

◆にぎわい創造課(0242-23-7250)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
14	観光まちづくり推進事業補助金	<p>観光振興及び地域活性化を図るため、町内の民間団体等が実施する観光まちづくり推進事業を支援します。</p> <p>【対象者】 町内に活動拠点を有する民間団体等</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の2分の1以内(150万円を上限) ※15万円未満は対象外</p>	商工観光係
15	中小企業研修支援補助金	<p>継続的な経営の安定化を図るため、人材育成や職務上必要な技術、技能修得を目的とする研修を行う中小企業者を支援します。</p> <p>【対象者】 従業員の人材育成や職務上必要な技術、技能修得を目的とする研修を行う中小企業者</p> <p>【補助額、補助率】 1研修につき受講料の2分の1以内(1企業当たり5万円を限度)</p>	商工観光係
16	空き工場処分等支援事業補助金	<p>産業活性化のために、町内の空き工場等を利用し事業を開始する中小企業者を支援します。</p> <p>【対象者】 町内の空き工場等を利用し事業を開始する中小企業者</p> <p>【限度額、補助率】 補助対象工事に要する事業費の5分の1に相当する額(300万円を限度)</p>	商工観光係

## ◆農林振興課(0242-55-1191)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
1	新規就農者育成奨励金事業補助金	<p>担い手の確保・育成を図るため、町内において新たに就農しようとする方を支援します。</p> <p>①新規就農者補助 【対象者】 ・青年等就農計画又は壮年就農計画の認定を受けた、町内に住所を有する者 等 ※詳細な要件等はお問い合わせください 【補助額】月額 5万円(最長36ヶ月) (就農するために新たに町に居住した場合は月額10万円とします)</p> <p>②移住新規就農者家賃補助 【対象者】上記①の要件を満たす者のうち、新たに町に居住する者で、住居が賃貸住宅の者 ※詳細な要件等はお問い合わせください 【補助額】月額家賃の1/2以内(上限額 2万5千円:最長36ヶ月)</p> <p>③農業後継者補助 【対象者】 ・主として農業によって生計を立てている親の農業経営を継承する意思があり、親元就農する者 ※詳細な要件等はお問い合わせください。 【補助額】月額 3万円(最長36ヶ月)</p>	農政係
2	新商品開発支援事業補助金	<p>農業者が農産物加工に取り組む場合支援します。</p> <p>①新商品開発、既存商品リニューアル及びPR支援 【対象者】 町内の農業者等 【対象経費】 新商品開発、既存商品リニューアル及びPR支援に係る費用 【補助率】 対象経費1/2以内(上限額30万円、年度中1回までの申請)</p> <p>※国や県等、他の制度で補助金等の交付を受ける場合は、補助対象外。対象経費については、お問合せください。</p>	農政係

◆農林振興課(0242-55-1191)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
3	農業経営安定化支援事業補助金	<p>①省力化助成                      i 農業機械導入(先進技術枠)                      対象者: 認定農業者及び認定新規就農者                      補助率: 1/3                      補助上限: 150万円                      ii 農業機械(一般枠)                      対象者: 認定農業者及び認定新規就農者                      補助率: 1/3                      上限額: 50万円                      ②気象変動助成                      対象者: 認定農業者及び認定新規就農者                      補助率: 1/2                      上限額: 10万円                      ii 遮光ネット・遮断資材の塗布                      対象者: 認定農業者及び認定新規就農者                      補助率: 1/2                      上限額: 10万円                      iii 細霧冷房・ミスト散水・パットアンドファン設置                      対象者: 認定農業者及び認定新規就農者                      補助率: 1/2                      上限額: 50万円                      ③初期投資支援助成                      i 園芸施設等導入(パイプハウス)                      対象者: 認定新規就農者及び認定農業者の新規認定を受けてから5年以内の方                      補助率: 1/2                      上限額: 100万円                      ii 園芸施設等導入(灌水装置)                      対象者: 認定新規就農者及び認定農業者の新規認定を受けてから5年以内の方                      補助率: 1/2                      上限額: 50万円                      iii 種苗購入 100,000×3件=300,000円                      事業内容: 園芸作物及び果樹栽培において作付拡大に伴う種苗又は苗木の購入費について補助する                      対象者: 認定新規就農者及び認定農業者の新規認定を受けてから5年以内の方                      補助率: 1/3                      上限額: 10万円                      iv 農業法人設立                      対象者: 町内農業者                      補助率: 定額                      上限額: 30万円                      v 農業者研修・技術取得                      対象者: 町内農業者                      上限額: 1/2                      上限額: 10万円</p> <p>※対象事業、要件等はお問合せください。</p>	農政係
4	有害鳥獣防除事業補助金	<p>有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、電気柵等資材の購入経費の一部を補助します。  <b>【対象者】</b>                      町民(個人)又は3名以上の団体  <b>【限度額、補助率】</b>                      個人 補助率2分の1(上限5万円)                      団体 補助率5分の3(上限6万円/1人あたり)</p>	林政係
5	有害鳥獣被害箇所修繕事業補助金	<p>鳥獣による農業用施設等への被害を防止するため、有害鳥獣による掘り起こし等の被害を受けた地区管理施設の修理に要する費用の一部を補助します。  <b>【対象者】</b>                      自治区  <b>【限度額、補助率】</b>                      鳥獣による掘り起こし被害を受け修繕費用が10万円以上の工事費の2分の1(上限50万円)</p>	林政係

◆農林振興課(0242-55-1191)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
6	特用林産物振興支援事業補助金	<p>農林業者が特用林産物の振興を図るために要する経費の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 農林業者</p> <p>【補助額、補助率】 500菌床以上購入した場合：対象経費の2分の1（上限10万円） 特用林産物栽培施設等購入の場合：対象経費の3分の1（上限30万円）</p>	林政係
7	ペレットストーブ等購入設置補助金	<p>木質バイオマスの利活用を図り、森林整備及び地球温暖化対策を推進するため、ペレットストーブ及び薪ストーブを新たに設置する経費の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 町民または町内事業者</p> <p>【補助額、補助率】 ペレットストーブ及び薪ストーブの購入費用の3分の1（個人住宅の場合上限5万円、事業所等の場合上限10万円）</p>	林政係
8	狩猟者支援事業補助金	<p>有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、有害鳥獣捕獲に従事する者の確保・育成を目的に、狩猟免許取得等又は更新に係る費用の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 新規に狩猟免許を取得し、狩猟を始める方、 狩猟免許の更新をされる方</p> <p>【補助額、補助率】 ○新規取得者 ①免許取得等に係る経費 補助率3分の2（上限15万円） ②狩猟開始に係る経費（50歳未満の新規狩猟免許取得者） 補助率2分の1（上限4万円） ※免許取得から1年以内のわな等の必要品の購入経費及び狩猟者団体入会費 ③射撃練習に係る経費（新規銃猟免許取得者） 補助率2分の1（上限1万円） ※免許取得から1年以内の射撃場練習費 ○更新者 更新：上限2,900円</p>	林政係

◆農林振興課(0242-55-1191)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
9	森林整備促進事業補助金	<p>森林の有する公益的機能の維持向上を図るために実施される森林整備の促進を図るため、森林所有者等が森林の適正な整備を行う事業に要する経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林所有者</li> <li>・森林所有者から森林の経営の委託を受けた者</li> </ul> <p>【補助額、補助率】</p> <p>①人工造林(植栽) 植栽に要する経費の2分の1以内 ただし、植栽した苗木1本につき、福島県が定めた森林整備事業標準単価に基づき算定された金額(B単価、社会保険率17%の単価を会津美里町森林整備計画における樹種ごとの標準植栽本数で除した(小数点以下切捨て)もの)の100分の50以内を上限とする。</p> <p>②人工造林(地拵) 荒廃地の地拵に要する経費の2分の1以内 ただし、植栽する面積1haにつき、福島県が定めた森林整備事業単価(人力全刈地拵(雑かん木)(福島県基準)、森林整備Bの諸経費を含む)の100分の50以内を上限とする。</p> <p>③伐採木搬出運搬 伐採木の搬出運搬に係る材積の2分の1以内 ただし、1m<sup>3</sup>当たり1,500円とし、1事業所当たり2,000m<sup>3</sup>(個人等は1,000m<sup>3</sup>)の2分の1以内を上限とする。</p> <p>④作業道整備 土工(掘削・敷均し締固め・盛土法面整形)に要する経費の2分の1以内 ただし、幅は3.0m以内であり、1m当たり2,200円とし、作業道整備延長600mの2分の1以内を上限とする。</p>	林政係
10	有害鳥獣誘引樹木伐採事業補助金	<p>ツキノワグマの人の生活圏への出没を抑制するため、誘引するおそれのある樹木を伐採しようとする方に対して予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に誘引樹木を所有し、自ら又は業者等への委託により伐採及び処分を行う個人又は団体</li> <li>・町内に植栽されている誘引樹木を管理し、当該樹木の所有者の同意を得て、自ら又は業者等への委託により伐採及び処分を行う個人又は団体</li> </ul> <p>【補助金額】</p> <p>1本当たり5,000円(定額) ※年度内1個人又は1団体につき、合計25,000円(5本分)を上限とする。</p>	林政係

◆建設水道課(0242-55-1181)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
1	木造住宅耐震改修支援事業補助金	<p>居住の安全と安心を確保するため、耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う費用の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 町内に存する木造住宅の所有者で、過去に耐震診断を受けた方</p> <p>【補助額、補助率】 改修工事費の5分の4以内(最大140万円)</p>	管理係
2	空家等除却推進事業補助金	<p>本町に存する主に居住に要した危険な空き家等を所有する方に対して、除却に係る費用の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 補助対象空家の所有者又はその相続人</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の5分の4以内(最大100万円) ※危険な空き家等の除却費が対象です。</p>	管理係
3	ブロック塀等耐震改修支援事業補助金	<p>地震時におけるブロック塀等の倒壊による事故の発生及び避難経路の閉塞を未然に防止し、町民の安全と安心を確保するため、避難路沿いにある倒壊の危険があるブロック塀等の耐震化工事費用の一部を補助します。</p> <p>【補助対象】 次の全ての項目に該当するブロック塀等。 ①避難路沿道に存するもの ②地震等で倒壊の危険性があると判断されたもの</p> <p>【対象費用】 ブロック塀等の除却、建替え、改修費用の一部</p> <p>【補助金額】 工事費の3分の2以内かつ10万円以内</p>	管理係
4	除雪オペレーター育成支援事業補助金	<p>会津美里町直営除雪オペレーターとして勤務する方の大型特殊免許の取得や車両系建設機械運転技能講習会の受講費用の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 当該年度の4月1日時点で60歳以下の方</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の2分の1以内。ただし、1名につき7万5千円を限度とします。</p>	建設係
5	水道未普及地域生活用水確保対策事業補助金	<p>水道未普及地域において、生活用水を確保するために必要な施設の新設又は改装等に要する費用を補助します。</p> <p>【対象者】 未普及地域の住宅に居住し、又は居住しようとする個人、共同</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の10分の9以内(最大450万円) ※家庭用浄水器等整備については、工事費等の10分の9以内(最大60万円)、水質検査については、検査費用の3分の2以内。</p>	上下水道係
6	合併処理浄化槽設置整備費補助金	<p>合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽の設置を行う方に対し、補助を実施します。</p> <p>【対象者】 一般専用住宅と店舗等を併設した一般住宅で住宅部分の延床面積が2分の1以上のもの。</p> <p>【補助額、補助率】 5人槽:41万4千円以内 6人槽以上7人槽以下:47万4千円以内 8人槽以上50人槽以下:66万円以内 ※撤去費として便槽 6万円、単独処理浄化槽 7万5千円の上乗せ補助があります。</p>	上下水道係

◆建設水道課(0242-55-1181)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
7	新設水道遠距離給水管敷設工事費補助金	<p>安定した安全な水道水の提供と生活環境の向上を図るため、水道管の布設が遠距離となる困難な地域に新規で遠距離給水工事をする方に対し、補助を実施します。</p> <p>【対象者】 町が設置する配水管の分岐地点から給水工事申込者の宅地内に設置する水道メーターまでの総延長(道路等における最短の距離とする。)が20メートルを超える給水工事を新規に行う方</p> <p>【補助額、補助率】 遠距離給水工事に係る工事費用の2分の1以内の額とし、50万円を限度に補助金を交付するもの。</p>	上下水道係
8	公共下水道等接続促進助成金	<p>公共下水道及び農業集落排水処理施設へ新たに接続するための排水設備工事(新築又は建替え工事を除く。)を行う者に対し、その工事費に必要な資金の一部を予算の範囲内において助成します。</p> <p>【対象者】 助成対象事業を行う建物の所有者又は居住者(居住予定者含む。)若しくは土地の所有者。法人及び団体は除く。</p> <p>【補助額、補助率】 助成対象事業費に3分の1を乗じて得た額 合併処理浄化槽からの切替 13万円を限度 単独処理浄化槽からの切替 20万円を限度 汲み取り式便所からの切替 27万円を限度</p>	上下水道係
9	水洗化改造工事費助成金	<p>公共下水道処理区域内において、供用開始の日から3年以内に排水設備及び既設便所等を水洗式に改造する工事を行う者に対し、改造工事に必要な資金の一部を助成します。</p> <p>【対象者】 一般住宅及び個人所有共同住宅の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た占有者。</p> <p>【補助額、補助率】 供用開始1年以内:工事費50万円が限度でその12%の額(最大6万円) 供用開始2年以内:工事費50万円が限度でその10%の額(最大5万円) 供用開始3年以内:工事費50万円が限度でその6%の額(最大3万円) 個人経営の共同住宅については5世帯分まで</p>	上下水道係

## ◆こども教育課(0242-55-0344)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
1	英語検定料補助金	町内の小学校・中学校・義務教育学校児童生徒の英語力の向上を目的として、公益財団法人日本英語検定協会が実施する「実用英語技能検定」を受験する児童生徒に対して補助します。 【対象者】 小学校・中学校・義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者 【補助額、補助率】 児童生徒1人につき検定料の全額を補助。	こども教育係

◆生涯学習課・生涯学習係(0242-54-2368)

No.	事業の名称	事業概要	担当係
1	スポーツ団体事業補助金	<p>町民の体力向上及びスポーツの振興を図るため、スポーツ関係団体に対し、大会運営や審判等の資格取得、指導者育成に要する経費の一部について補助するとともに、部活動地域移行に関わる経費の一部を補助します。</p> <p>【対象者】 スポーツ協会加盟団体、スポーツ少年団登録団体等</p> <p>【補助額、補助率】 対象経費の2分の1。ただし上限額をスポーツ協会5万円、スポーツ少年団3万円とする。</p>	生涯学習係